

雇用促進税制の創設

雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等を創設。

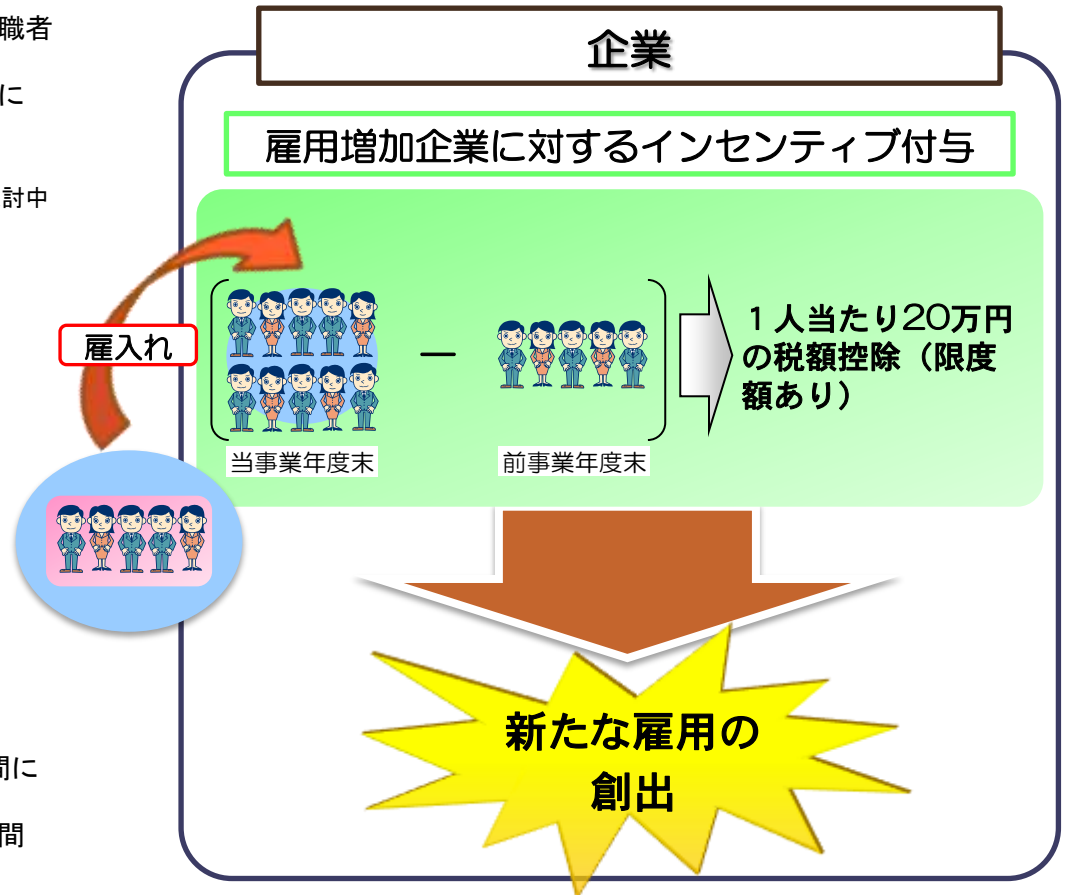
5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除

- ①適用要件：
- ・ 事業年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
 - ・ 当事業年度及び前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
 - ・ 当事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
 - ・ 政令で定める事業の事業主であること
- ⇒ 風俗営業等以外の事業を営む事業主を対象とすることを検討中

- ②要件確認：以下の確認方法を検討中。
- ・ 企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画（仮称）を作成し、ハローワークへ届出。
➡ ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
 - ・ 事業年度終了後、ハローワークは、雇用促進計画の雇用増加等の状況を確認する予定。
 - ・ 企業は確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
➡ 支払給与額の増加等を確認し、「質の高い雇用（ディーセントワーク）」を確保

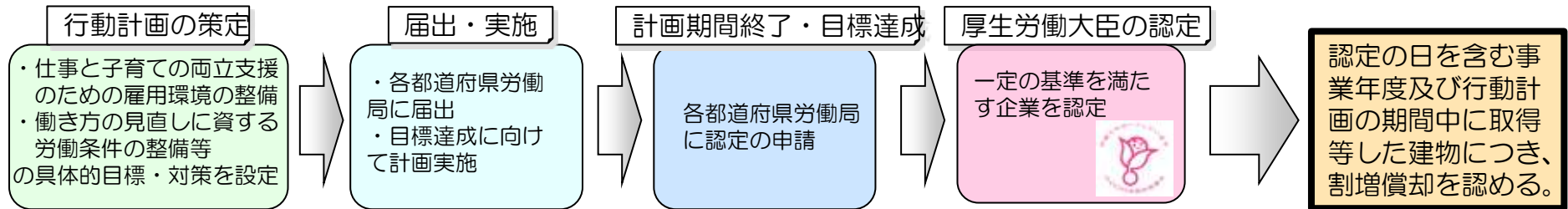
- ③措置内容：雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度）

- ④適用期限：〔法人〕平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度
〔個人〕平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間の各年



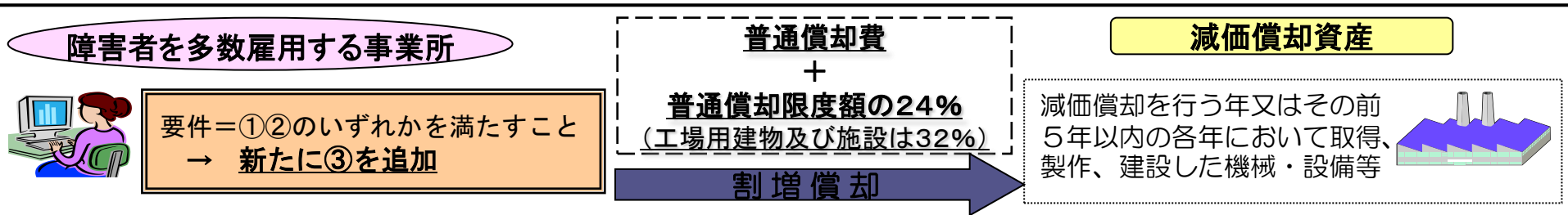
② 次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る割増償却制度の創設

新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業について、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間中に新築・増改築をした建物について、32%の割増償却を認める。



③ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の延長・拡充

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を3年間延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。



- ① 従業員に占める障害者雇用割合が50%以上 (※1)
- ② 従業員に占める障害者雇用割合25%以上 (※1) かつ障害者を20人 (※1) 以上雇用
- ③ **20人以上 (※2) 障害者を雇用し、かつ雇用障害者数に占める重度障害者 (※3) の割合が50%以上 (※2) (法定雇用率1.8%を達成しているものに限る。)**

※1：ダブルカウントあり (短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント)

※2：ダブルカウントなし (短時間労働者は1人を0.5人とカウント)

※3：重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者